

令和3年度 第5回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和4年1月7日（金）17：00～19：20

場所 市役所本庁舎2階 第1委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、庄司智弥委員（副会長）、鳩原淳子委員、
古川直磨委員、本図愛実委員

- 1 開 会
- 2 検 証
- 3 その他
- 4 閉 会

<配布資料>

- ・資料1 仙台市のいじめ防止等対策に係る検証及び検討結果報告書（案）

1 開 会

○司会

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、令和3年度第5回仙台市いじめ防止等対策検証会議を開始いたします。

私は、進行を務めさせていただきます子供未来局いじめ対策推進室担当課長の佐竹と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日は新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用や換気等に配慮しながら開催いたしますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料を確認いたします。皆様のお手元に、第5回検証会議次第、次第の裏面に座席表、委員名簿、その裏面に仙台市出席者名簿、また、次第に記載しております資料1、そして前回までの資料につきましては委員の皆様のお手元のファイルに綴っております。資料の不足等がございましたらお知らせください。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は5名全員のご出席ですので、仙台市いじめの防止等に関する条例第54条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、お手元の委員名簿の裏面に記載のとおり、子供未来局、教育委員会事務局から関係職員が出席いたしております。なお、副教育長の金子は所用により遅れての参加となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に移りたいと存じます。ここからの進行は氏家会長にお願いいたします。

○氏家会長

明けましておめでとうございます。改めまして、本日もどうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の会議の公開、非公開について皆様にお諮りしたいと思います。本日も公開で進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員から異議なしの声)

それでは、本日も公開で進めさせていただきます。

次に、議事録署名についてですが、五十音順で進めてまいりましたので、本日は庄司副会長にお願いしたいと思います。庄司副会長、よろしいでしょうか。

(庄司副会長 → 了)

2 検 証

○氏家会長

では、議事に入ってまいりたいと思います。

まず、第4回会議について振り返りたいと思います。教職員が自校のいじめ対応について疑問を持った場合の相談窓口がどこであるかということについて、教育相談室で事が足りるのではないかとの思いになりましたが、教職員がいざとなったときに相談対応してもらえる窓口として、教職員相談支援室があるということの確認をいたしました。教育相談室は、保護者や学校からの相談を受け付ける窓口として機能していますが、教育センター内に設置されている教職員相談支援室は、教職員個人の単純な相談窓口という位置づけだけでなく、研修からの一貫性を踏まえた上で疑問点なりが生じたときに、色々な意味で先生方の駆け込み寺的要素にもなることが改めて浮き彫りになりました。

前回は、意見整理表に基づいて、課題があると思われる事業一覧にも落とし込み、教育相談室の機能を見た上で、さらに教職員相談支援室の独自の機能について丁寧な議論をさせていただいたところです。それから、イベント的な事業についての功罪についても議論を進め、今年検証すべきところについては、ある程度進めることができたのではないかと考えております。

それから、会議の終わりの方で、庄司副会長から、この会議ではどちらかというところ不足があるところについて取り上げることが多かったが、教育委員会や先生方が頑張っておられるところもあるのではないかと。積極的に頑張っているところなり、今後積極的に頑張ってもらいたいところについて、報告案に盛り込めないかという提案をいただきました。庄司副会長からの提案はありがたかったのですが、次回にしましょうというような形にさせていただきました。

ここまでの、第4回会議の一通りのあらましというように要約させていただいたところです。ここまでの振り返りについては、よろしいでしょうか。

(各委員から異議なしの声)

ありがとうございます。

それでは、前回、庄司副会長から提案のありました、より積極的に取り組んでほしい

事業や今後に期待する事業について、検討を進めてまいりたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

(各委員から異議なしの声)

では、庄司副会長の方から、積極的に取り組んでほしい事業であったり、あるいは色々な意味で私どもが注目すべきであるというところについて、提案の趣旨といたしますか、お考えがあるのであれば伺いたいと思います。

○庄司副会長

発言の趣旨の整理ということでよろしいでしょうか。

○氏家会長

よろしいです。事と次第によってはもう少し踏み込んでいただいても構いません。

○庄司副会長

我々は、第三者委員会の提言に基づいて、ここが足りてないのではないかという検討をしてきました。しかし、提言に沿ってやっていた部分がありますので、成果が上がっているように見える事業により力を入れてやっていただくことで、よりいじめ防止対策として効果が上がるのではないかと期待をする部分はあるかと思えます。

今まで我々の方では、不足の部分について議論をしていましたので、効果が上がっているところに、より人手と予算をかけていけば、より効果が上がるのではないかという部分について、どうしても抜けてしまうのではないかというところが気になったものですから、そちらについても議論ができればと思ったということでした。

○氏家会長

庄司副会長からのご提案について、再度確認をさせていただきました。委員の皆様によっても見方、考え方の違いがあるかと思えますし、ここからの話になりますと、個票に沿うところもあれば、それぞれのお立場や専門性もあり、必ずしも均一ではなくなるかと思えます。また、報告書に可能な限り盛り込めれば、頑張れているところに対して、より効果的に助言といたしますか、後押しもできると思えます。ある意味で個票に基づかないところも含めてでいいのではないかと思えますが、委員の皆様から、積極的に取り組んでほしい事業についてご意見などいただければと思えます。

個票から、頑張れているというところが読み取れるところもあると思えますし、例えば、鳩原委員は、まさに教育現場で日々感じていらっしゃることであったり、本図

委員も、研究者の立場で先生方の生の声を聞いたりするところ、古川委員からすれば、ある意味で市民の感覚から見て、ここら辺はそれなりに仙台市は頑張っている、先生方も頑張っているところではないかということについてお気づき等もあると思います。当然、庄司副会長もお考えがあるかと思いますが、自由にご発言していただけたらと思います。ご意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

本図委員、お願いいたします。

○本図委員

庄司副会長から宿題だということで、改めて考えていました。これまでの事案に対する提言でも、学校全体の雰囲気づくりや校内体制づくりなど、どうしてもそちらに目が行きます。しかし、教育大学にいる立場からしますと、担任を持たないでこの業務にあたるいじめ対策担当教諭が、多数の学校に置かれているのは、全国を見ても仙台市だけで、引き続き充実していただきたいところです。私が接したり、見聞きするいじめ対策担当教諭は、数は限られていますが、使命感を持っている人が多く、この役が当たってしまったとか、嫌だなとは聞いたことはありません。ある意味、ご本人たちの中では期待に応えるキャリアステージの一つになっている、期待されているという自負の下にこの業務に就いているということが肌感覚としてあります。また、いじめ対策担当教諭同士で連絡を取ったりするという話も聞こえていて、市教委の先生方は、こんなに成果があると誇張しないのですが、恐らくいじめ対策担当教諭の研修を充実させていることで、横のネットワークもできているということであると思います。ぜひ鳩原委員に、どういう先生にいじめ対策担当教諭になってもらっているかという事情をお聞きしたいところです。先生方のモチベーションなどを見ても、そうすることが真の校内の体制になっていくと言いますか、力のあるリーダーシップを執れる先生がいじめ対策担当教諭を頑張っているんだから、大事なところだなと、相談もしていこうというすごく健全な風が吹いていて、そこが数値とともに言えないところがもどかしく感じるところです。

○氏家会長

鳩原委員、お願いいたします。

○鳩原委員

いじめ対策担当教諭の配置は、現場としてはありがたい存在であり、助かっている存在でもあります。校長としては、校務分掌上というところで考えますと、いじめ対策

担当教諭には、力のある教員を配置いたしまして、そこが核となって、生徒指導、いじめ対応といったところを進めているというのが実情でございます。実際、子供たちへの認知度も上がっていると感じておりまして、子供たちは、担任だけではなくて、そういった先生も頼りになると感じているところでございます。今後とも、いじめ対策担当教諭の配置については、ぜひ力を入れていただきたいところであることは間違いないと思います。

○氏家会長

恐らく、そういう意味でいきますと、一昨年度の会議で意見を申し上げたかもしれませんが、予防のような側面であり、いわゆる評価をするのは一番難しいところであると思います。仙台市は悲しい歴史を抱えてしまったわけですが、それを受けた上で教員体制についてそのような工夫をしたことが、いじめ防止対策の中で大きな位置を占めており、そこは見逃すべきではないというご意見をいただいたものとまとめたいと思います。

古川委員の方から、ある意味で市民感覚が一番研ぎ澄まされていると思いますので、色々な意味でお気づきのところや、いじめ防止のために効果が上がっていると判断してもいいのではないかとこのところについてのご意見を承りたいと思います。

○古川委員

私としましては、これまでの会議で何度かお話しさせていただきましたが、児童生徒一人一人にいじめについて考える機会を持ってもらうというのが一番大事であると感じております。この点で言うと、報告書案に記載いただいた「いじめ防止『きずな』サミット」の当会議としての提案は、私の考え方に合っていると思っています。

また、マスコミを通じての周知や市民の皆様への発信についても、これまでの会議で、何度もお話しさせていただいたところでして、これについても私の考え方と合っていると思っています。

子供に対する授業を最前線に立って担う先生方の気持ちやモチベーションが下がってしまっはいけない。何をやっても、市民の視線はどうしても駄目だ駄目だという形になってしまっ、それが先生方のモチベーションを下げることになってはいけないと思います。

この会議に携わらせていただくと、先生方が本当に頑張っているということが分かります。子供たち一人一人がいじめについて考えている様子を通して市民の皆様を知っ

ていただくことで、先生方が頑張っていることを理解していただくことが大事であると考えております。私の考え方からしますと、極論ですが、ここだけやっていただければ、いじめの防止というところにもつながると思いますし、市民の皆様の認知も上がってくると思っております。

先ほど話題に出たいじめ対策担当教諭については、確かに委員の皆様のご発言のとおり、この位置づけの先生を配置したことによる効果は、はかりにくいというところではあるかと思えます。そうはいつても、設置した当初の目的に照らして、今どういう状況にあるのか、そろそろ評価していくタイミングではないかとも感じております。

○氏家会長

児童生徒がいじめについて考える機会を持つような方向に、特に今回の報告書は、より色濃く出せたのではないかと思います。

それから、教職員の方も、何かエラー的な形で責められてばかりいけば萎縮もするでしょうが、いじめ対策担当教諭が柱になることも含めて、その意義は認める部分と、やはりきちんとした評価をすべき時期に差しかかっているのではないかのご意見ということでまとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(古川委員 → 了)

やはり、それ相応の予算であれ、人的な投資をするわけですから、それに見合う効果について検証する方法、その数値としていじめゼロ件というようなものではかかれるものではありませんが、ぜひ考えたいところです。

○古川委員

まさに人という部分は、事業単位個票では、一般財源から手当てされている部分であると思えます。いじめ対策担当教諭を増やしたから、幾ら予算が増えているというところまでは見えませんが、恐らく一番かかっている部分かと思えますので、目的に照らして今どうなのかというところは見るべきかと思っています。

○氏家会長

この点については、本図委員が詳しいところではあると思いますが、いじめであれ、不登校であれ、単純にゼロ件だから安心かというところ、そういう尺度ではないはずだと思います。もしかすると、鳩原委員もまさに当事者で、色々考えられるときもあるかと思えますが、この評価の側面については宿題とさせていただきます。また、当然お金であれマンパワーであれ、どんどん使えるというものではありませんので、今

のところ見出しはつけさせていただいて、本格的な議論はまた先の機会に送りたいと思います。

庄司副会長、何かお気づきがあればお願いいたします。

○庄司副会長

私としては、弁護士ですので、トラブルが起きてからの話が専門ということになります。そういう意味で考えますと、恐らくこれまでの事案を受けてということで発足したと思いますが、S-K E Tが大きな意義を持っているのではないかと見ていました。10か月で378件の相談が寄せられており、そのうちいじめの相談が170件ということで、かなりの件数の相談を受けています。やはり、何か困っている子供たちが、手詰まり感を受けているときに、比較的中立な立場で話を聞いてもらえるというのはすごく大きいのではないかと思います。今までは、学校や教育委員会に相談しても駄目だったということになると、弁護士のところに行って裁判というような大きな手続きしかありませんでした。S-K E Tができたことで、その前に話し合いで解決ができるというようなことになったのではないかと思います。実情についてはもう少し詳しく伺ってということになるとは思いますが、より頑張っていたきたいと期待をしている事業について、まずこちらが一番です。

それから、私が弁護士だということもあって、スクールロイヤーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めて、学校の方に入っている専門職というところは注目したいと思っていました。何か事案があったときに、それはいじめに限らずということにはなるとは思いますが、教育学のレベルでは処理し切れなかったときに、外部の専門家に相談ができるというのは大きいと思います。そういう意味で、このような制度があるのはいいのですが、先生方にとって本当に活用しやすい制度になっているのかどうかというところが気になっているところではありました。

○氏家会長

この会議がスタートして以降、少なくともこの会議と同時進行の中でS-K E Tが生まれました。S-K E Tのお便りなどからも頑張られているというのは拝見しております。庄司副会長のご発言のとおり、S-K E Tについては、評価できるところではないかと思います。これは多分、会計年度が終わった時点で、また初年度分の件数ということで、それこそ先送りにはなりますが、ここが機能しているところと、課題になるところについては、検証しなければいけないと思います。

それから、これも古くから言われていることではありますが、学校の中に先生以外の専門性を持った方が入ることについてのよさはあるはずですが、実際機能しているかどうかの確かめも必要ではないかと思えます。

○庄司副会長

機能しているかどうかというよりは、学校の先生方が使いやすいかどうかであると思えます。少なくともスクールロイヤーは、担任の先生が直接相談に行ける制度にはなっていないと聞いています。それが使いやすいと言えるのか、それとも使い勝手がよくないので工夫してほしいと思われているのかというところは、何らかの形で意見を聞いてみたいところではあります。せっかく専門職がいるのに、使い勝手が悪いのでは意味がないと言いますか、効果が半減かと思っていたところでした。

○氏家会長

スクールロイヤーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門職については、国なりが何らかの形で示した時点と、まさに仙台市の独自の運用のことを考える部分があるかと思えます。この点については、素材がある程度そろわないと議論はできないと思えますので、今日はこれ以上の深入りはしませんが、庄司副会長のご発言をまとめるとすれば、S-K E Tについてが一つの見出しになるかと思えます。同時に、学校に入っている専門職について、少なくとも先生方がS O Sを出しやすいような位置づけになっているかどうかのチェックはしなければいけないのではないかと思えます。

スクールカウンセラーについては、試験的な実施が平成7年で、1995年の阪神・淡路大震災の年から6年間試行されました。最初は高校からスタートして、2001年から中学校全校配置が目指された形です。スクールソーシャルワーカーについては、平成20年からと記憶しています。専門職については、国レベルが言うことと、仙台市がどのようにそれを活用するかというところ、特に先生方や保護者、子供たちがS O Sを出したいときに活用しやすいものになっているか、考えなければいけないものであるとの見出しを作っていただいたと理解したいと思えます。

私も委員の一人としての立場で申し上げたい部分があります。一つはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーが真に学校のために役に立っているのか、先生方だけでは対処不能なところにきちんと効果的に機能しているのかというところだと思います。直近では、お便りは出してくれるけれども、肝心のスクールカ

ウンセラーの名前を書いていないので、男性か女性か、どういう人がいるかすら分からないから行けないということをおある保護者の方から聞きました。「じゃあ言えはいじゃない」と私が言ったら、「とてもじゃないけれどもそんな失礼なことできないから言わない」とのことでした。今はジェンダーについて色々言われている時代ではありますが、男性なのか女性なのか、それとももうそういうのはフリーなのかも含めて、「こんな人間ですよと言われたら行ってみようと思うけれども、『いつでもいますからどうぞ』とだけ言われたところに『はい分かりました』と行けるほど保護者も子供も度胸はないですよ」という話をおある方から聞かされました。そういうことをスクールカウンセラーに気づかせるのは、校長先生の役割なのか、それとも教育委員会なのか。幸いなことに仙台市の方ではないので言える部分ですが、児童生徒のために機能していると思えないような形のお便りを出しているようなスクールカウンセラーに、「子供たちや保護者、先生方が相談に来やすくするためには、自身も自己開示をしなければいけませんよ」などという助言を誰がするのかとなったときに、専門職の方が学校で機能するための背景整備は必要ではないかというのが一つ感じるところです。

その延長線上で簡単に2つだけお話させていただきます。一つは、この会議は、主として教育の場でのアプローチの方に重きを置いていますが、教育の足場ではない相談機関、例えばアールや子供相談支援センターなども、いじめ防止を考えていくときには少し踏み込まなければいけないのではないかと考えています。検証会議の前の会議で触れたことがありましたが、いじめ防止を主とする会議になってからは、あまり踏み込んでいない領域ではあります。ですから、教育局以外の方々がどれだけ本気で取り組んでくれるのかということに関しては、いずれ踏み込まざるを得ないのではないかと思います。フル回転で頑張っている先生方は、授業をしている傍らでクラスの子どもの相談をしたいからといって授業を空けるわけにはいかないわけですから、相談する場所は、授業ではない時間帯にやっっていなければいけないという思いがあります。

それから、いじめに限らず学校の中の風通しがよくなるための一つとして、これは仙台市のある学校の話ですが、自分自身の子供が所属しているわけでもないのに、一住民を名乗ってある学校に行ったところ、校長先生が校長室に招き入れてくれました。学校がこういうところで頑張っている、こういうところが大変だという話をしてくれ

て、オープンな学校の雰囲気はとてもいいと思いました。色々な意味で先生方の大変さと、この辺りは頑張っていますが、この辺りは工夫がまだまだ要るなどということをはっきり言っていただけますと風通しもいいのかと思います。また、電話をかけてすぐおびえられたりすると、この学校は何かあるのではないかと思うときもあります。古川委員が先程ご発言されましたが、先生方が委縮して仕事をしないようにする工夫は必要ではないかと思います。あら探しをして、良くなかったところだけを叩いていくと、人間は失敗してはいけない方が先になり、そうすると余計失敗してしまい、批判を受けることで負の学習ばかりを繰り返すような気がします。当然事故などあってはいけないことです。しかし、学校が過度に緊張感を求められ、揚げ足取りばかりするような社会であると、先生方も委縮し、悪いところは出さないようにしようと言っているうちに、大変なミスもまた繰り返すのではないかと思います。ですから、そういったところをどうやったら醸成していけるのかと常々思っているところです。

私も含めて皆様に通にご発言いただきましたが、補足や追加などがありましたら承りたいと思います。鳩原委員の学校にも、住民の方が苦情などを言いに来られることもあるかと思いますが、校長先生はお受けするのでしょうか。

○鳩原委員

地域の方などがいらっしゃいますが、お話はさせていただいております。

○氏家会長

当然耳に痛いことも言われるのですよね。

○鳩原委員

そういうこともあります。お話をしているうちに分かり合えることも多くなりますし、それは決してマイナスなことだとは思っておりません。コミュニティ・スクールといったことを進めているところがございますので、いつ誰が来たからこうだという思いは、私も、職員も恐らく持ってないのではないかという気持ちでおります。

○氏家会長

失礼いたしました。教訓として池田小学校のようなこともあり、子供のいる場所のセキュリティを上げなければいけない要素がありますので、どなたでもどうぞとは言えないかと思います。しかし、隠すことを前提ではよくないと思います。

庄司副会長から、何かありましたらお願いいたします。

○庄司副会長

弁護士会の出前授業で、弁護士が学校にお邪魔して、講演をさせていただくことがあります。その関係で弁護士と名乗って学校にご連絡を差し上げるのですが、担当の先生でない方が受けたときに、すごく警戒しているという印象を受けます。「弁護士です」と言ったときに、警戒から入られるというのは、今でもありますので、そのあたりは先生方としては拭い難いところはどうしてもあるのだろうという印象は持っています。そこを何とかしたいというお気持ちというのはよく分かるころではあります。

○氏家会長

弁護士さんから電話が来たら、いいことだとは思わず、何か自分がやらかしたのだろうかと思うのが普通かもしれませんね。ただ、学校が社会の縮図ともなっているときに、そういう意味では全ての先生に社会性を求めたい部分があります。明らかに電話をかけた人におびえているのが伝わるような対応をしてほしくないという思いもあります。

私も含めて各委員から幾つか挙げていただきました。まずは、いじめ対策担当教諭の存在意義は大きいのではないかとこのころが一つ挙げられたかと思います。それから、児童生徒がいじめを考える機会を持つための工夫がなされていると評価したいし、それはぜひ今後も継続してほしいと思うころです。

今後、検討しなければいけないころで、マンパワーの評価の側面やS-K E Tに関しては、今回はこれは挙げなくてもいいのではないかと思います。要するにもう少し出そろってからきちんと議論したいという気もしますが、今進んでいるものとして、そういったものは頑張してほしいことであるとはしたいと思います。ただ、報告書に入れるかどうかということは、まだあまり強くはしたくないという気がしています。むしろ、学校の現場に入っている専門職について、いじめ防止のために、先生方や児童生徒、保護者にも機能するような形での配置となっているか、あるいは役割の指示等がきちんとできているのかということは、報告書で触れたいと思います。少なくとも、心の専門家として何名のスクールカウンセラーがいますということではなく、やはりきちんとスクールカウンセラーならスクールカウンセラーに対して、いじめ防止のためにこういったときにはこのように対処してほしいと。それから、先生方や児童生徒からS O Sがあった場合、守秘義務は当然あったとしても、時と場合によっては守秘義務に縛られずに様々な意味で専門職であったり校外機関との連携を取らなけ

ればいけないようなことがあると思います。そのような場合、校内で校長先生とすぐに相談的な体制づくりがきちんと取れるように、スクールカウンセラーなどの専門職の方も、それなりのガイドラインでもって関わるようにさせてあげてくださいといったことは、最後のところに報告書にも盛り込みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○庄司副会長

確認です。今の会長のお話は、先ほど委員から意見が挙がっていたことについて、今回の報告書に入れるか入れないかということでしょうか。

○氏家会長

そうですね。

○庄司副会長

基本的に今回の報告書に入れるものとして、いじめ対策担当教諭と専門職、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーについて言及するという整理でよろしいですか。

○氏家会長

そのように思うのですがいかがでしょうか。古川委員のご発言にもありましたが、報告書の中で重複することにもなるかもしれませんが、児童生徒一人一人がいじめについて考える機会をより一層設けてほしいというようなことも、見出しぐらいは入れられたらと思います。

○庄司副会長

いじめ対策担当教諭や専門職の話は、平成29年4月事案の調査委員会の再発防止に向けた提言の中でも触れられている話ですので、そこについて言及するのは、意義があることだと思います。逆にS-K E Tなどについては、特に提言とは若干外れてきますので、そういう意味でいうと優先順位が少し下がるというのは確かにそのとおりですし、会長のご発言のように、きちんと資料に基づいて議論をしてからというのは、十分あり得る構成ではないかと思います。

○氏家会長

報告書の大きい骨格は、この後、確認をいたしますが、私たちは、どうしてもこういうところはこれでいいの的な目線が強くなる部分があります。今、庄司副会長がまとめてくださいましたが、より一層抜かりなくやってくださいということで、いじめ対策担当教諭の存在意義は認められるし、児童生徒一人一人がいじめについて考える

機会を持ってほしいということと同時に、校内に入る先生以外の専門職について、報告書に入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

○本図委員

ご提案で、いじめ対策担当教諭について、古川委員の評価について考えていく必要があるのではないかというご意見に関して、私もそのとおりだと思っています。今回、もし使えなければそれで仕方ないと思いますが、いじめ対策担当教諭が、研修の中や研修後に、どのような言葉を記述しているのかというデータなどが使えそうで、非常にモラルの高い集団であるということの証左になるデータであれば、使いたいと思います。もし、そういう意図で聞いていないのであれば、あまり使わない方がいいのかもしれないかもしれません。また、今後、会長と事務局、教育委員会の先生方でご議論いただきたいのですが、私が申し上げたような肌感覚や校長先生の期待がある人たちが学校にいいエネルギーをもたらしていることを、いじめ対策担当教諭の研修後のアンケート調査で拾うことができるとよいと思います。新たな調査をする必要はありませんので、これまでの受講後の感想などを書く仕掛けの中に、そういうものを入れていただいて、やっぱりこのような言葉を語るができる人たちなんだとか、そういったことをデータ化し、有用性の裏づけができるといいのではないかと思います。

○氏家会長

本図委員が踏み込まれた部分は、次の期にさせていただきたいと思います。恐らくそのあたりは一つのテーマになりそうな気がしますし、色々な切り口は出てくるかと思っています。今回ここで触れる部分に関しては、仙台市に限らず大津などもそうですが、本当は大変な歴史を次世代の子供たちのために教訓として生かしていることを非常に評価するというぐらいに留めたいという気がいたします。

ただ、本図委員や古川委員がおっしゃっているような、まさにアセスメントのような形をしなければいけないときには差しかかっていると思いますので、それはそれでというところは入るかもしれませんが、承っておきます。

では、前回からの宿題になっておりましたことについて、少なくとも今年度の報告書の方に盛り込める大きな素材ができたのではないかと思います。当然ながら、今日の今日ですから、すぐに盛り込むことはできませんが、何らかの形で盛り込む形での報告書にして、また検討の機会を持ちたいと思います。一旦、いじめ防止対策で仙台市及び教育委員会がこつこつ頑張っているところに関して、私どもとしてもより後押し

できるようなところとしての幾つかテーマをまとめさせてもらったところです。この辺りについては、一度預からせていただきたいと思います。

それでは、報告書案についての議論に入っていきたいと思います。

お手元の報告書案は、実はぎりぎりまで確認したところで、文言として一応そろえたつもりではありますが、議論する中で、過不足が見えてくるかと思います。事務局の方からまず説明をお願いしたいと思います。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

資料1ですが、これまで委員の皆様にご議論いただきました内容を報告書案として整えたものでございます。本日のご議論により完成度を高めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

記載にあたっての考え方、主な内容について、ご説明させていただきます。

まず1ページをご覧いただきたいと思います。Ⅰの「はじめに」では、検証会議の目的や昨年度の取組み、今年度の取組みとして、平成29年事案の答申の確認や課題があると考える事業を選定し検証を行い、提案を検討するといった記載をしてございます。

その下、Ⅱの部分に関しましては、過年度である令和元年度及び2年度報告における改善に向けた方向性への対応状況について記載してございます。各年度報告に関しまして、委員の皆様からのさらなる求めについても記載しております。

2ページのⅢ、検証テーマの考え方でございます。取組みが不足している事業や見直しが必要な事業はないかとの観点から確認を行ったこと、早々に検証及び検討を行う必要がある事業を5つに絞り込み、検討を行ってきたこと。そういった内容について記載してございます。

3ページは検証、検討の方法についての記載でございます。

4ページ、検証、検討結果についてをご覧いただきたいと思います。

事業ごとに、初めにどのような事業なのかという基本的な目的等の情報を事業概要欄ということで、表にしてお示しをしております。内容は、事業単位個票を基にして一部修正しております。

その下、事業に対する評価及び意見欄、それから、一番下の当会議としての提案欄、こちらにつきましては、前回会議までの資料としてご提示しておりました、委員の皆様からの評価、意見を取りまとめた意見整理表の内容に基づきまして、落とし込みをし、つながりなどを整理しながら記載をさせていただいております。例えば、1のい

じめ対応に係る教職員相談支援室の設置につきましては、学校のいじめ対応について疑問に思った場合の窓口として認知されていないのではないかなど、4点の評価、意見をまとめてございます。当会議としての提案としても、そういった場合にも相談できることなどを改めて周知するといった内容で記載してございます。

以下、5ページの「2 いじめ防止『きずな』サミットの開催」、7ページの「3 いじめストップリーダー研修の実施」、8ページの「4 いじめ・不登校対策推進校の指定」、9ページの「5 命を大切にす教育の推進」ということで、同様に整理させていただきます。

最後10ページは、例年どおりですが、会議の開催状況と名簿ということで委員の皆様のお名前を記載してございます。

以上、資料1の説明となります。ご議論のほど、よろしく願いいたします。

○氏家会長

ありがとうございました。

資料の報告書案につきましては、先ほどの庄司副会長からの宿題の部分がないという前提で、一旦まとめた形になっております。ただ、先ほど意見交換をしましたように、肯定的な側面といいますか、より一層頑張ってもらいたいところを入れることになりましたので、ページ数及び構成に若干の変更が生じることになります。少なくとも間違いなく1ページは増えるということになります。現行では10ページ分のお手元の資料になっているかと思いますが、少なくとも見出し等も含めて検討しなければいけないのですが、本日の前半で検討したことを何らかの形で盛り込む形にしたいと思っております。1ページで足りるかどうかは何とも言えませんが、ここが大きな変更点ということになるかと思っております。

今日のところはこの10ページ分で確認してまいりたいと思っておりますが、ここまでのところで、確認、質問、ご意見などありましたら承ります。いかがでしょうか。

○本図委員

度々すみません。

「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」のところですが、恐らくそれぞれ会議の1回分ずつぐらい、時間をかけて議論してきたと思っております。人命が失われたという大きなことから第三者委員会が立ち上がり、報告書、提言が出されていて、それに沿っての対応はなされているのかという点

は、多分市民からしても大きな点だと思います。しかし、そこが、特に「Ⅰ はじめに」のところから読み取りにくいというか、かなり細かく議論をしていることが、これだけにまとまってしまうと分からないのではないかと思います。

それから、答申としては平成26年事案、28年事案、29年事案の3件がありますが、それがどうも、「平成26と28年事案については令和元年にやりました。令和2年は、平成29年事案が反映させることが可能だから」というように、年と答申が対応しているかのように読めてしまいます。しかし、恐らくそうではなくて、積み上げであると思います。それまでの2つ事案をやった上で、さらに新規の平成29年事案について、平成26、28年事案に入らない部分を特に見たということだと思いますが、それもちょっと伝わりにくいように思ったところでした。

○氏家会長

了解しました。先に一言申し上げるとすれば、まさに平成29年事案の答申が本当に間に合わなかったというのが事実なので、このような形になっているわけです。ただ、本図委員のご発言のように、「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」に関しては、恐らく今回までの設定の会議のうち、それぞれ1回分は丸々使った部分があります。ですから、丁寧に目的、方法論をきちんとやったということについての部分がもう少し何か工夫されたいのではないかと思います。戻りますが、平成26、28年事案と時間差が生じましたが、平成29年事案を盛り込んだあたりのところも、このままの表現だと、ただ可能だからこのときやっただけになっているかもしれませんので、少し対象としたときの書き方には工夫が要るのではないかと思いますというご意見と承ってよろしいでしょうか。

○本図委員

はい。それと、全部は出しにくいとしても、精査したことが分かる資料を別添に入れてはどうかと思います。もう少し何らかの情報がないと、何かもう斜め読みして、ああいんじゃないですかと言っているようにしか見えないのではないかと思います。

○氏家会長

私の意見としましては、「Ⅰ はじめに」の文言は、結果的に間に合ったものだからこそやりましたが、単純な「可能であった」という表現ではなく、少し整理したいと思います。

実を言うと、庄司副会長からの提案があって後から盛り込んだ部分です。当初は年

度の施策に関する検証しかマターとしてなかった部分でしたが、それでは不十分であろうという指摘が初年度にあったことを踏まえた上で、事実上やはり後から盛り込んだ形です。どうしても、平成26年、28年事案は最初の段階でテーブルと一緒に上げることが可能でしたけれども、平成29年事案の答申に関しては、まさに1年のずれができてしまったので、2年目の検証のテーブルに上がった形にはなるわけです。その年ごとにこういういきさつで検証したという表現を少し考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○本図委員

はい。関係者の方からすれば、行政が隠しているのではないかという不信感や、何もしてくれないのではないかというのはあると思います。それぐらい悲しみが大きいということで、そういうことを念頭に、丁寧に、むしろ本当に一生懸命やっているということはアピールできることではないかと思います。ですから、頂いておりました資料を参考資料として付けていただけたらいいのではないかとすら思いますが、細かい文言のところで、やっぱり公開するには、ということであれば、それはしょうがないかとも思います。

○氏家会長

本図委員のご発言の後半部分に関しては、可能な部分も出てくるかと思えます。しかし、それこそ論文を作っているわけではないですし、対象としたものの素材以外のものを全部別添でつけるような時代ですが、この答申に関してもそれを全部やり出してしまうと、私たちはやってますよ感が強くなるのではないかという気がします。話題になった部分の別添はつけられるかと思えますが、慎重にしたいという気がします。また、「Ⅰ はじめに」の文言と同時に、「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」と「Ⅲ 検証テーマの考え方」については、可能な限り少し丁寧な書き方といいますか、ページも少しぜいたくに使うところはさせていただきたいと思えます。それから、平成26、28年事案の関係、これは庄司副会長からの指摘で後から加えた部分でもありますので、そのいきさつであったり、そのときに結果的には1年遅れたのが平成29年事案であったということで、そういうことも盛り込んで、言葉をもう少しつなげたいと思えます。それから、全体の対象とした部分はこのようなものであったというようなものは、別添になるか、一番最後に付記というか、対象とした議論として一応こういった流れであったというものが見えるチャートなり、その

ような形にさせていただくということでいかがでしょうか。

○本図委員

はい、分かりました。前提としてそこを確認しなければいけないという強い問題意識で確認をしたということが分かるように、もう少し言葉として、補っていただけたらと思います。

○氏家会長

ありがとうございます。

○庄司副会長

本図委員のご発言は、「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」というのは、この報告書のボリューム感からしたときに、そんな軽い議論をしたわけではないのに、すごく軽く見えてしまうという違和感から出発しているようにも聞こえました。つまり、ここで議論をした中身というのを報告書にも反映させるべきだということだろうと思ったのですが、そういう理屈で言うと、しっかりと議論をし、検証したものなので「Ⅰ はじめに」のところに入るべきではないと思います。であれば、議論をしたものとして別項目で上げるべきで、「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」のところも、もう少し言葉を補って説明をすべきだと思います。また、「Ⅲ 検証テーマの考え方」という表現もまずいのかもしないと思っています。つまり、「Ⅲ 検証テーマの考え方」と書いてしまうと、今回この会議で検証したのは、まさにこれ以降が対象であって、「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」は、検証の対象ではないようにも見えてしまいます。しかし、我々としてはそうではなくて、平成29年事案の答申であったり、あるいは改善に向けた方向性を受けてのチェックというところもあったということだとすると、「Ⅲ 検証テーマの考え方」の前に、検証している中身が書かれていることに違和感を感じられたのではないかと思ったのですが、本図委員、いかがでしょうか。

○本図委員

そういうことです。また、本音を言うと、10ページに開催状況がありますが、それぞれの個票に関する議論だけで、5回も会議を開催したのかというように見えないかと思っています。後ほど、5回の会議で簡単に何について検討したかという一言は入れた方がいいのではないかと言おうと思っておりました。全体の議論してきたボリュー

ム感と、やはり私たちは緊張感を持って、事務局も一生懸命やってこられたことを適正だと、あるいは改善すべきだということをきちんと申し上げるためにこれだけの時間をかけてやってきました。そのことが「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」の部分からは伝わらないと感じておりました。

「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」のところも、これだけ読むと、やや言葉は過ぎますが、お手盛りみたいに、何でもいいですよ、適宜改善をよろしくねって言っているように読めてしまいます。しかし、資料では本当にきっちり分析して、事務局で案を作っていた上でさらに精査したと思いますので、そのことが伝わらないのは残念だと思っていました。

○氏家会長

的確なご意見ありがとうございます。「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」「Ⅲ 検証テーマの考え方」について、このまま議論を進めさせていただきます。

本図委員、庄司副会長がともに指摘する部分になるのかもしれませんが、「Ⅰ はじめに」の部分に実は議論の流れや議論のある部分が盛り込まれているところがあります。また、「Ⅱ 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」についても、昨年度確認したものも含めて、このままだと分かりづらい部分があるかと思えますので、大幅に変えるまではいかないまでも、置き場所を変える必要はあるかと思えます。ですから、「Ⅰ はじめに」が、全体の報告書を貫くものとなるように考えなければいけないですね。「Ⅰ はじめに」の中に、議論の中身まで入っている部分があるかと思えますので、そういったところのバランスといいますか、組合せを考えたいと思います。

と同時に、「Ⅲ 検証テーマの考え方」のところも、何も強引にこれだけと最初からしていたわけではなく、幾つか検討すべきものの中から集約されていったわけです。そのいきさつについてがあった上で、それで初めてまた議論の経過なども盛り込めるという気がします。

現時点で、今日はまずそこを、本図委員からのご意見に対しての返答にさせていただきたいと思えます。本当は小さな確認からと思いましたが、本論の方に入った部分があります。「Ⅴ 検証・検討結果について」の本報告に入る前段階ということにはなりますが、ここでお気づきがあれば、挙げていただきたいと思います。本図委員からは、

I から III に関してのバランスであったり議論の経過について、検証した一部分までが「I はじめに」に組み込まれてしまった部分もあるのではないかというご意見をいただいたかと思います。何か他にお気づきがあれば、承りたいと思います。

○庄司副会長

「V 検証・検討結果について」も含めてということになりますが、「I はじめに」の後半部分と「II 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」と「V 検証・検討結果について」が柱になると思います。つまり、今年度の検証の対象としたのは、「I はじめに」の後半部分と「II 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」「V 検証・検討結果について」が大きな柱となります。「V 検証・検討結果について」については、5つ書かれているので、そこはボリュームが大きくなるのはその通りだろうと思います。構成としては、「I はじめに」の後半部分と「II 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」「V 検証・検討結果について」を並列にするとよいかと思いました。「III 検証テーマの考え方」と「IV 検証・検討の方法」の書き方をどうするかというのは難しいですが、これを「I はじめに」の次に持っていかないと、違和感を感じられるのではないかと思ったところです。組み替えについては、私も検討しておきたいと思います。

○氏家会長

本図委員のご発言に尽きると思います。実は「V 検証・検討結果について」だけが結果ではなく、「I はじめに」の後半部分と「II 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」もそうであろうと。ですから、「IV 検証・検討の方法」は、もっと前にあるべきであり、「IV 検証・検討の方法」より前に、ずっと我々は議論してきたいきさつがあるということになりますね。

当然、置き場所が変わるということは、文章のニュアンスも変わるかとは思いますが、まずは一回預からせていただきたいと思います。そういう流れでいくと、「I はじめに」は、もしかすると全体をくるむものとする必要があるのかもしれないという気がしています。ですので、「I はじめに」自体を違う位置づけにしておいて、検証の経過をたどるところがあった上で、現行の「I はじめに」と「II 過年度における『改善に向けた方向性』への対応を受けて」で触れられている部分も実は議論した部分になりますから、置き場所を考えたいと思います。当然、「V 検証・検討結果について」は、本当の意味で議論した結果であり、我々が意見を出した部分でもあるので、

そこはそことしてまた考えたいと思います。

鳩原委員、古川委員から、何かお気づきがありましたら、お願いいたします。

○鳩原委員

令和2年度いじめ防止等対策事業の1から36までというところをまず頂いて、そこについての検証から始まっています。我々はそれぞれについて触れて議論しているので、そこは何らかの形で残していただきたいと思います。やはり何回かやっている会議の議論の内容は伝わりにくいのではないかというのは、今お話を聞いていて思ったところでした。

○氏家会長

要するに、対象としたものは個票からの抽出になったとしても、もともとこの36事業がありましたは盛り込まないとおかしいということですね。ご指摘のとおりだと思います。検討の対象としたものという形での別添か、あるいは図表をうまく活用するか、考えたいと思います。

この5回の議論の中で最終的に意見までワンセットにしたものは「V 検証・検討結果について」になりますが、議論した部分はIからIIIの中にも含まれています。繰り返しになりますが、IからIIIを仕立て直しして、全体を通す「はじめに」を設け、本格的な「V 検証・検討結果について」に至る前段階でも議論したところは、検証結果のプロセスの一つではあるわけですから、置き場所を考えたいと思います。また、「IV 検証、検討の方法」は、前の方に持ってくる形になるかと思えますし、工夫させていただきたいと思います。

それから、本図委員、鳩原委員も強調されている部分ですが、当初から対象とした36事業と平成29年事案というものを、我々は、本当は令和2年度の事業として横串を入れた形になっているということがもう少し明確化できるようにしたいと思います。また、「VI 会議の開催状況」のところでは、会議の回数だけでなく、一番主とした議論のところも加える形にしたいと思います。

次に、「V 検証、検討の結果について」見てまいりたいと思います。初めに、「1 いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置」について、今日も冒頭申し上げましたが、第4回会議で比較的時間を割いたところではあります。実質的には第3回からの流れもありますが、文言なり配置などについて、ご意見を承りたいと思います。

庄司副会長、お願いいたします。

○庄司副会長

「事業に対する評価及び意見」ですが、1つ目に「色々な相談を受けていて相談窓口として機能しているのは評価できる」と書いています。次に、一方で「いじめに関する研修内容と所属する学校の対応に違いがある場合の相談窓口としても大変重要だ」と言っているものの次に、「重要なだけれども、相談しにくかったのでは意味がないのではないか」が先に来た方がすっきりくると思いました。ですから、4つ目が上に来て、一方で「いじめに関する相談件数がゼロ件ということだとすると、それが認知されていないのではないかというところが懸念される」というのは、後ろに来てもいいのではないかと思います。どちらが先というわけではないと思いますが、本来は2番目と3番目がセットだと思います。しかし、提案との関係で考えると、どう整理したらいいのか考える必要があると思ったところでした。今の状態でも十分整理はついています。このあたりについて皆様からご意見をいただければと思っていたところでした。

○本図委員

これは全体像の中の位置づけというところを補う必要があると思います。教育相談室というのが本体としてあって、いじめに関して相談するときにはそちらに行きますが、教育相談課とは別に教育センターに置かれていて、元管理職ではないOBの方がいて、より相談しやすくなっているということをお聞きしたと思います。そういうセーフティネットとしての位置づけのいじめ対応の相談というところがもう少し見えないと。そもそも設置の目的も「いじめ対応等相談」とつけていますが、本質的には幅広い相談を受け付けるのが主であるということも確認しました。いじめ対応も気軽に相談してほしいということだったと思います。後からご説明を聞いてそういう位置づけだと分かったので、もう少し補っていく中で、庄司副会長がおっしゃったような順番をどうするかということも関わってくるかと思います。ゼロ件だから周知をしてほしいというのは、そうではあります。ゼロ件でもセーフティネットとして置かれているし、その手厚さはとてもいいことではないかということが伝わらないと、多分現場の先生たちから見ても、ちぐはぐ感があるのではないかと思います。

○氏家会長

結果的にいじめの相談がないということから、我々も一旦は実を言うと見過ごしてしまった部分でした。もちろんいじめ自体が起きていなければ、それがベストなので、

当然ゼロ件であっていいわけです。そのあたりの位置づけをどうするか、庄司副会長や本図委員よりご発言もありましたが、文言も含めて検討する必要があるかもしれないところを共有した上で、また後でもいいので、ご意見をいただければと思います。それから、本図委員のご発言のとおり、当然、件数の問題ではない部分があると思います。いい見方をすれば先生方が幸いなことに問い合わせる必要がないのかもしれないので、それはそれで本当にいいのかもしれません。しかし、何度もこの場で議論してきたところだと思いますが、何かあったときにこういうところもあるというのは知れ渡っていないとすればもったいないということになります。そのあたり鳩原委員もご発言されていたかと思いますが、こういう支援室があることによる安心感というか、お便りが来ることで、心に留めていらっしゃる先生方がおられるということにはなるのでしょうか。

○鳩原委員

私は、この3つ目のいじめに関する相談がゼロであるということから、いじめ対応について相談する窓口ではないと思われている部分もあるのではないかと思ったときに、いじめ防止等対策事業の一つとして掲げるのであれば、悩みを抱えた教職員が相談しやすい窓口であるということはこの提案に盛り込むことはいいと思いました。おたよりの「えがおで」12月号を見たところ、その内容には「学級経営、保護者対応、職場の人間関係等どんなことでも」と書いてありました。「いじめ対応」という言葉はなかったもので、そういうところは周知していただきたいという部分があります。そういう場所があるという安心感が必要であると思いますので、せっかくここに検証会議からの提案として出すのであれば、そういったことを伝えていただきたいと感じるところです。

むしろこの「6時を超えて相談に応じることも可能であること」というところに少々引かかっておりまして、結局、勤務時間外に相談しなさいというように取られはしないかと。勤務時間に相談を行っているところではありますが、コンプライアンス上、どこでも勤務時間に電話したり、相談したりしていいわけではありません。私たちのセーフティーネットとしてこういう窓口があるのであれば、ここにわざわざ「6時を超えて相談に応じることも可能であることを」と具体的に書いてしまうのはどうかと思います。管理監督する者としては、相談しやすい体制づくりに努めていただきたいとか、そういう形のまとめの方がいいのではないかという感覚がありました。

同じく「えがおで」の中には、「5時以降の面談も可能です。5時以降の来所の際は下記までご連絡ください。正門を開けてお待ちしております」という一文があります。さらに「メールは24時間受け付けます」と。そして、「返信は相談時間中に行います」という文言を書いたものが学校に回ってきていますので、それなりの勤務時間外の対応ですとか、相談したい時間に対応するという準備はしていただいていると私は認識しています。であれば、より教員が相談しやすい体制を整えていただくというような提言の方がよいのではないかと感じておりました。

○氏家会長

管理職のお立場から大変生々しいお言葉を頂戴したと思います。そういうところも含めてになります。例えば、あんまりそういう具体的な表現でない方がいいものなのではないでしょうか。このように明確にしてもらった方がいいというものなのか。これは会長というよりも委員の一人としての素朴な意見になりますが、仮に夕方以降、職員の方が残るとなると、それこそ超過勤務になりますよね。

○事務局（教育センター所長）

まず、教職員相談支援室の専任のスタッフについては、勤務時間は6時までとなっております。正規のというかフルタイムの職員ではないものですから、管理職などが残るとすれば勤務時間外の対応としてのことになります。専任のスタッフに戸締まりを任せるわけにもいきませんので、超過勤務の職員は生じるということになります。

それから、これまでのお話の中では、勤務時間、業務が終わってからの相談というのが前提であったような感じがいたします。今の鳩原委員のお話では、勤務時間内の相談もあるというような、前提が少し変わった部分も出てきたのかということと、提言への書きぶりをどうするのかということはあるのかと思ってお伺いしていたところでした。

○氏家会長

悩ましいですね。もしかすると、あまり具体的な表現で割り切らない方がいいのかもしれない。少なくともアクセスはしやすくしてくださいとはお願いしたいところです。私個人としては、伝わってさえくれればいいという思いがありますので、あまり時間であるとか込み入ったものまでは表現として出さないことで、そこはまた考えさせていただければと思います。

現実的に、夕方以降もあてがうとなったら、単純に嘱託の相談員というかOBの先生

が一人残るだけの問題ではないということにもなりますよね。

○事務局（教育センター所長）

そうです。対応することは可能であるということではあります。

○氏家会長

もう少しこういうところはっきり言ってほしいということがあるのでしたら、承りたいと思います。

○事務局（教育センター所長）

こういった提言にまとめていただいて、よかったと思っていたところです。ただ、今の時間の部分については、現場の先生方や管理職の方々の感覚というものもあるかと思いますので、そのあたりはご検討いただければと改めて思ったところでございます。

○氏家会長

少なくとも、いじめ防止のものとして位置づけられている、しかし、相談ゼロ件というときに、私たちは一瞬、機能していないのではないかという思いが生じてしまったり、あるいはテーブルに上げる必要があるのだろうかまで戻りました。しかし、実は重要な要素があるということが後々はっきりした部分がありました。ただ、今のような文言で、私どもの方が思いを込めて言ってしまったとしても、違うサインを送ってはいけないと思いますので、そこはまた預からせていただきたいと思います。ただ、先生方にとって、教育相談課が所管する教育相談室とは違う役割があるということの明確化だけはさせていただきたいと思います。

それから、先ほど鳩原委員から伺った本市で働いている先生方への12月号のおたよりに、いじめのことは文言に盛られなかったというのは、この間何か流れとしてきていたので、入れないままだったのでしょうか。

○事務局（教育センター所長）

今、お話を伺いはっと思い、反省したところです。これまで毎月出していたものの流れでの表現となっておりまして、今回いじめの部分を入れようというようなところが出てこなかったのが反省でございます。それ以外の時間外でもお待ちしておりますというところは、少し厚めに表現させていただきまして、そちらにウエートをかけてしまったというところでもございました。

○氏家会長

具体策はお任せしなければいけない部分ですが、やはり先生方の対応ができるための

敷居の低さを何とか維持してほしいということだけはお伝えしたいと思います。逆に、時間等の制約はあまり書かないようにしながらも、ぜひこのニュアンスが伝わるような形で表現に書き直したいと思います。

○事務局（教育センター所長）

先ほどのセーフティーネットというようなお言葉が大変よかったと思ひまして、やはりそういった形で、いつでも相談できるというところを認識いただけるように、こちらも周知してまいりたいと思います。

○氏家会長

古川委員、お願いいたします。

○古川委員

この事業については、「事業に対する評価及び意見」の2つ目がみそになってくると思っています。今、セーフティーネットの話も出ましたが、まさにそこなのかと思ひていまして、そのニュアンスが提案のところに反映されていないというか、すごく薄いような印象を受けますので、提案の方にもこの意味合いをもう少し色濃く書くべきではないかと感じております。

○庄司副会長

よろしいでしょうか。古川委員の話に付け加えてという話になると思います。この会議では、教職員相談支援室のポイントが大きく分けて2つ出てきていて、一つは、色々な相談を敷居低く受けていて、それでセーフティーネットになっており、その役割がすごく大事だというのがあります。もう一つが、いじめ対応の研修の流れを受けて、いじめ対応としての問題意識があった先生方から相談を受ける窓口が第一義的にはここだということの確認がされましたということです。この2つのポイントをきちんと書くということが大事なのではないかと思ひます。その意味で言うと、提案の部分が中途半端というか、どちらについても書いてないように見えてしまうという気がするので、違和感があるのだと思ひます。

それから、本図委員のお話を伺っていて、本来入れなければいけない言葉が抜けているということを感じました。このテーマについては結構時間をかけて話もしましたし、もう少し丁寧に、ページ数を割いてもいいのではないかという印象を持ちました。

○氏家会長

2回から3回目のときに触れながら、一旦差し戻した上で、もう一度重要性を再認識

しました。前回はまさにここに費やしたところでもあります。セーフティーネットの色彩の大きさが一つありますし、片方では、研修機関としての位置づけと、先生方が研修を生かそうとして疑問等が生じたときの問合せ先にもなるということについて、文言の整理をしたいと思います。

教育センター所長に何うのがいいのかわかりませんが、例えば、教員OBという表現がいいものなのでしょうか。ベテラン教員でもなく、教員として奉職すべき期間を経過された方でしょうか。

○事務局（教育センター所長）

より具体的になりますと、教諭のOBということになります。管理職OBかもしれないし、教諭のOBかもしれないというところをぼやかして、教員OBとなるかと思いますが、そこまで細かく表現した方がいいのかどうかというところかと思います。

○庄司副会長

管理職OBではない先生が担当しているというところに意味があるとすれば、そこは明記するべきではないかという気はします。

○氏家会長

優れた方なので担当されているということになるのでしょうか。

○事務局（教育センター所長）

生徒指導等を得意としている教諭のOBということになります。

○氏家会長

OBという表現について、もう少し違う表現はないかと、引っかかっていた部分だったものですから伺いました。文言は少し考えたいと思います。

それから、庄司副会長のご発言のとおり、1ページを超過するかもしれませんが、少し詳細に2つの柱について触れておかなければいけないと思いました。

「1 いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置」に関して、一旦まずよろしいでしょうか。文言について、この場ですぐ見ても浮かばない場合、また何かの形で事務局の方に返していただけたらと思います。

次に、「2 いじめ防止『きずな』サミットの開催」についてのところを見ていただき、表現がうまくいかないようなところがありましたら、ご指摘願いたいと思います。

○古川委員

「事業に対する評価及び意見」の5つ目に、「仙台市のホームページを活用した広

報・啓発よりも」というような形で記載いただいています。しかし、次のページの「当会議としての提案」では、周知の方法として、初めに市のホームページで周知し、次に「マスコミを」という形になっていて、ちぐはぐ感が感じられます。ここは整合を取って、最初に「マスコミ」があって、補足的な位置づけで「市のホームページ」という認識で整理いただくといいのかと感じております。

○氏家会長

ホームページはオフィシャル情報が載るわけで、オフィシャル情報がありますよということをメディアの方に周知していただく。そのためには市も適切な情報公開をしなければいけないというその両輪ですね。表現として、現状だと意見と提案がちぐはぐになりましたので、直したいと思います。ホームページの持つ役割の部分と、メディア、マスコミの方に発信していただくことによって、より伝えていくところに、評価と提案がうまくフックするようにしたいと思います。

他に、お気づきなどありますでしょうか。庄司副会長、お願いいたします。

○庄司副会長

先ほども全体のところで話があった広報の関係を、今回の報告に載せるのか載せないのかというところにも関わってくるかと思いますが、この「いじめ防止『きずな』サミット」のところに広報の話を入れるのが適切かという問題があるかと思いました。つまり、「事業に対する評価及び意見」の下から2つ目に明確に「この事業に限ったことではないが」と書かれているので、それをここに入れるのかというところはあるかと思います。もし別立てで何か書くということなのであれば、そちらの方に回してしまった方がすっきりくるのではないかという気がします。事業については、完全に限定してしまうという趣旨です。

○氏家会長

要は、これだけではないであろうということですね。いじめ防止対策に関して仙台市や教育委員会がやっている全てのことになるのだから、ここに限定されるのはおかしい話だということになりますね。

○庄司副会長

そうです。

○氏家会長

了解です。むしろ、先ほどのⅠからⅣのところに盛り込んだ方がいいかもしれません

ね。

○庄司副会長

でなければ、別立てで組むというお話があった注目している関係の話とセットで入れるか、どちらかだとは思いますが。

○氏家会長

本日の話を落とし込んだ方の最後のところでしょうか。

○庄司副会長

はい。あるいは本当に最初の方に出してしまうかだろうと思います。

○氏家会長

本図委員がご発言されたかと思いますが、先生方が頑張っていることが報われない思いが強まれば、やる気がなくなるという言い方は変ですが、せっかくやっているのとなってしまうのは一番避けたいところではあります。盛り込むのが前半がいいのか後回しがいいのかですが、少なくともここに限局して考えることではないということだけは考えたいと思います。

○鳩原委員

関連してですが、「広報強化を行うこと」というこの文言にもう少し配慮があってもいいかと感じています。広報強化をすることが狙いではなく、先ほど庄司副会長からもありましたが、保護者、地域住民などに理解していただきながら連携を図ることが重要であると、私としてはその部分の方が大事なのではないかという思いがあります。一生懸命頑張っている学校を分かっていたいてというお話は学校としては大変ありがたいことではありますが、最終的な目標は子供がというところを考えますと、メディアの力が大きいこととマスコミの発信というところには大変お力添えいただきたいところもある反面、やはり慎重に扱わなければならないこともございます。提案として、「理解していただきながら連携を図るために」という文言も加えていただけないかと思いました。

○氏家会長

目的と手段をはき違えてはならないということですね。結果的に、広報が広まることが重要ではなく、子供の理解が広まるために有効活用ということになるかと思います。そこをうまく誤解がないように直すようにしたいと思います。それは先ほど、古川委員からご指摘いただいたところとも重なるのではないかと思います。

○本図委員

全体にも関わる点ですが、「事業に対する評価及び意見」を読んだことによって、なぜこれを取り上げたかが分かるようにしておく必要があると思います。評価及び意見の1つ目では、中ほどから令和2年度にはいい形が実施されているように読めます。いい形というのは、児童生徒一人一人がいじめについて考える、そういうのに令和2年度は近かったということです。そのようなときは語尾を「ないか」にせず、明らかに「ないか」と言うときには、だからこれを取り上げているよというものに統一していただいて、この場合だと、「令和2年度実施の場合については既にそういう形になっていて評価できる」などという文言にしていただければと思います。

○氏家会長

結果論として、イベントスタイルがよかったときもないわけではないと思います。しかし、コロナ禍になった流れの中で、期せずして偶然やってしまったことになるのかもしれませんが、令和2年度のやり方のほうが、イベントスタイルでやるよりもはるかに効果が上がったということが、この場でも確認されたことだと思います。

○本図委員

だから、後戻りしないでほしいという要素が伝わればいいと思います。

○氏家会長

このスタイルでの意義を認めるということに文言を変えるようにしたいと思います。

「2 いじめ防止『きずな』サミットの開催」に関しては、よろしいでしょうか。

(委員 → 了)

次に、「3 いじめストップリーダー研修の実施」のところに移ってまいりたいと思います。古川委員、お願いいたします。

○古川委員

「事業に対する評価及び意見」の2つ目に記載のとおり、中止を前提に見直すべきというような議論がなされました。確かにそのとおりかという印象も受けておりました。

その前提で「当会議としての提案」を読むと、「組み立てから見直しを図ること」というような記載になっています。これだと継続を前提としてというような読み方になってしまうのではないかという印象を受けますので、「必要性の検討」などのように中止を前提にした読み方ができるような文言にしていいただいた方がよろしいかと思いました。

○氏家会長

少しやんわりする表現ということで「組み立てから見直し」にしましたが、私たちは、漫然とやることではないというところで合意を得た部分です。その中で「組み立て直し」という言葉が見いだされてきました。

○古川委員

そうですね。「必要性の検討」のような。

○氏家会長

考え直したいと思います。ただ、私たちは、当然それなりの思いを持って発するわけではありますが、これまで取り組んでこられた先生方や、あるいは子供たちに対して、それは意義がなかったかのようなニュアンスにならないようにするための言葉を選びたいと思います。ご指摘ありがとうございます。他にお気づきなどありますでしょうか。

庄司副会長、お願いいたします。

○庄司副会長

「特定の生徒をいじめをストップするリーダーとして育成することのリスク」ではないかと思いました。そうすると、その子に責任を負わせるような形になるからリスクであるとなります。いじめを止めてくれる子供がいること自体は悪いことでは全くないのですが、特定の生徒に責任を負わせる形になるのはよくないという話です。そのニュアンスの違いというのが、これだと伝わらないのではないかと思ったので、お願いした次第です。

○氏家会長

要するに、研修に参加した生徒の中には、それで頑張れて、防止なり抑止の効果が見いだせることがあるかもしれません。しかし、研修を受けてしまったがゆえに役割が生じてしまい、過度なものまで背負わせることにもなるわけです。そのあたりは言葉を選びたいと思いますが、リーダー育成のリスクではないということですね。やはり特定の生徒が背負ってしまうことによる種のある種の副反応のようなものだと思います。先ほどの古川委員のご発言も含めて、提案のところには生かせるようにしたいと思います。

本図委員、お願いいたします。

○本図委員

会長がおっしゃったように、既にこの事業で育っていた子供たちがいて、その子供たちはこの事業に参加したんだと思っていると思うので、その子たちに無意味だったんだという誤解が伝わらないようにしなければならないと思います。文言としては、中止を前提でも、現在既に中止しているところですし、必要性について議論をすとか、思いはそういうことであっても、やはり修了者の子供たちを傷つけないようにご配慮をお願いしたいと思います。

○氏家会長

全く当然です。この事業に関わっていたことに充実感を感じる生徒であり、頑張ってきた生徒もいるでしょう。また、当然、教職員の方々もこれを一つのベースにしてきた方々もおられると思いますので、言葉を選びたいと思います。ただ、ここはもう一般論になりますが、リスクを考えたときには、やり方は考えた方がいいということで検討したいと思います。「3 いじめストップリーダー研修の実施」については、よろしいでしょうか。

(委員 → 了)

次に、「4 いじめ不登校対策推進協力校の指定」に移ります。實際上、例えばの話ですが、ステーションそのものは、市政だよりに載せているものなのでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

市政だより等には載せておりません。

○事務局（学校教育部長）

補足でございますが、ステーション自体、令和2年度から開始してまして、令和2年度は5校、令和3年度はプラス5校で、現在、仙台市の中学校64校のうち10校に設置できているという状況でございます。まだ全学校で設置できているというような施策ではなく、一部の学校での施策となっているところです。

○氏家会長

意義はすごく見いだせる部分があると思いつつも、まだまだ幼卵期といいますか、本当に試行錯誤の段階であると思います。これに関しての表現は、第3回会議で幾つか意見を交わしましたが、この表現でもって今回に関してはよろしいでしょうか。

(委員 → 了)

色々な意味で、学校の空き教室利用も含め、不登校はもちろんです、いじめの防止においても大きい役割を果たすのではないかと思いますので、私はすごく期待して

見守りたいと思っております。

次に、「4 命を大切にす教育の推進」に移ります。こちらにも本当に伺うたびにすごく尊いというように思いました。それこそ市民の方々に伝えていくべきものと思いましたが。特段こちらはこのままで進めさせていただきたいと思っております。

最後に、「VI 会議の開催状況」のところにも少し触れます。先ほど、本図委員からご指摘のあった、会議のテーマぐらいいは入れるようにしたいと思っております。

その他、何かありますでしょうか。鳩原委員、お願いいたします。

○鳩原委員

少し戻りますが、「5 命を大切にす教育の推進」の広報周知というところについてです。先ほどの「3 いじめストップリーダー研修の実施」のところでも話題になったように、このあたりについて、広く周知することは大切であると思っておりますが、非常にリスクがあるといえますか、学校としては非常に慎重に扱っている内容でもあります。そういったところについて、情報提供であるとか、メディアでの発信を増やすということへの難しい面も抱えているところもあると思っております。こういったことを慎重に進めていましてというところは学校としても分かっていたところではあります。やはりこれも広報が目的ではなくて、地域の方にご理解いただいてという部分と、リスクを抱えている部分もあると思っております。

○氏家会長

大変ナーバスな問題ということでしょうか。

○鳩原委員

「広く広報周知を行うこと」というような書き方を提案としてしまうことについて、現場に関わる者としては危惧するものもあるというのを感じたものですから、そのあたりもご検討いただければと思っております。

○氏家会長

広報するのが目的ではないわけですし、非常にナーバスなものではあると思っておりますから、まとめ方については工夫したいと思っております。

○古川委員

周知をすることによるリスクというのは、具体的にはどういったものなのでしょう。

○鳩原委員

この命を大切にす教育については、道徳ですとか、色々な授業でやっているという

ところは、もちろん学校のホームページ等でも広報しております。しかし、自死予防教育というところからスタートしているということを考えていきますと、やはり重大な事案を抱えている仙台市でございますので、そういったところでの子供たちへのハイリスクといいますか、そういった研修を受ける中で、先に考えておかなければならない子供の実態ですとか、その状況ですとか、そういったことを慎重に、周辺もいろいろ確認をした上で進めているようなところもあります。そういう部分も考えていくと、慎重に扱っていった方がいい内容も含まれるのではないかという懸念を感じたところでございます。

○氏家会長

もっともだと思えます。こういうものはいいものだというようなことが先に来ますが、今、WHOなどは、具体的な手段を書いてはいけないとか、事が起きた後に敵対関係をつくるような表現も気をつけた方がいいということもあります。ご自身が望んで小説などを読んで涙を流すレベルとは違って、教育現場で、それぞれの子供たちの置かれている状況が違う中で生と死を扱うというのは、そういう意味では非常にリスクが大きいものがありますね。あるいはもしかしたらお身内の方に大変な方がいたところの子供さんたちもおられる可能性もあります。意義のあることをやっていらっしゃると思えますが、まだまだ試行錯誤の段階であるし、非常に個人的なものであり、ナーバスなものであるということ踏まえる形にしたいと思えます。教えられた思いがあります。ありがとうございます。

一応一通り今ご覧いただいたかと思えますが、最後に1点だけ私から。何か事を進めるに当たって、例えば教育委員会がこれをやろうとして、市長も同意して予算もつけましょうというときに、それは意義がないのではないかと議会などで予算承認がされないとなると、思うように進まない場合なども出てくると思えます。このような場合は、こういうものの表現でいくと、どういう書き方をすればいいものなのでしょうか。市長にしっかりしろと書くのがいいのか、それとも、議会の方々には同意してくれというものがいいのか。何か事業を起こすときに、特に予算措置が必要な場合、市長頑張ってくれと書くことでよろしいものなのでしょうか。

○事務局（副教育長）

会長がおっしゃられたとおり、全ての事業には、予算なり人員なりが必要ですので、我々は、議会の方でお認めいただいた予算に則って執行していく立場です。必要な事

業の遂行について、必要な予算なり人員を確保するのは、市長なり議会ではなくて、我々教育委員会の責任だと思っております。その必要性を訴えて、実現可能な事業のスキームを組み立てて、それで市長の了解を得て、市長が予算案を議会に提案し、議会の承認を得てという流れということをご理解いただければと思います。それから、当然無尽蔵に予算があるわけではありませんので、その全体の中での優先順位であるとか、教育委員会側の人員、学校の教員も無尽蔵に採用できるわけでもありませんし、質を確保しなければいけないという色々な制約がある中で、実現可能なものを我々としても行っていきたいと考えているところでございます。

○氏家会長

当然、応援させていただきたいと思えますし、子供たちなり、その保護者の方なり、市民の方が、支持できるようなアイデアをぜひ出していただいて、それでもって円滑に予算配当がいただけるような形のものに作っていただけたらと思います。最後に少し生々しい話を入れさせていただきましたが、皆様から、ここまでのところで、何かありますでしょうか。

○庄司副会長

そうすると、予算がつく前の段階でその事業の内容を考えて、アイデアを出して考えて、スキーム組み立てて、それについてこのぐらいの予算が必要だということまで考えるのが教育委員会であると。それで教育委員会としては、その組み上がった状態で市の方に持って行って、予算の配分を求めて、議会の方でもそれを認めてもらうという形になるということで、事業の組み立て自体は教育委員会で、最終的な予算の判断というのは市の方という理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○氏家会長

いいことをやるためには当然お金なり人なりやらなければいけないことが出てくるわけですが、それが適切に、執行される前提としては用意していただかなければいけないわけです。子供たちなり保護者、市民の方々が納得のいく原案とそのスキームを作っていただくことと同時に、それがこの会議からも、いいものにはちゃんと予算措置は講じてくれというような形でものを全体にうまくちりばめられるようにはしたいと思えます。

では、本当にすごく超過してしまって申し訳ございません。この場で目で追いかけるだけだと文章のつながり等すっと入らないかもしれませんから、お気づきがありまし

たら、早い段階で事務局の方にでも私の方にでも構いませんので、メール等で頂戴できればと思います。

では、本日の会長の方で預からせていただいた進行分は終わりたいと思います。事務局の方にお返しします。

3 その他

○司会

委員の皆様、長時間にわたりましてのご議論どうもありがとうございました。

本日いただきましたたくさんのご意見につきましては、一つ一つ精査させていただきまして、会長、副会長にもご相談しながら、至急、報告書案の整理に取りかかっていると思っております。こちらの方は次回の会議でまたお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の会議につきましては、調整の上、改めてご連絡をさせていただきます。

4 閉 会

○司会

以上をもちまして、令和3年度第5回仙台市いじめ防止等対策検証会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。